参考資料７　事件後の利用者への対応の状況（平成 26 年 8 月 1 日時点）

① パーソナルサポーターの派遣

平成２６年３月から、パーソナルサポーターとして、相談支援専門員の資格を持つ者５名を養育園第２寮の利用者５名に対し派遣している。

パーソナルサポーターは、センターに赴き利用者の生活環境を把握するとともに、センターの支援員と支援状況プランについて協議し、利用者に対する支援の質の向上を図った。また、パーソナルサポーターからの改善の提言を県において取りまとめ、センターに対し活用するよう通知した。

1. 支援記録等に対する記名の徹底　　2. 支援記録への日常生活全般の記載
3. 食事時の見守り方法の改善　　4. 利用者の入浴の確保
5. 幹部職員による現場状況の把握　　6. 食事の提供方法の改善
7. 個別支援計画への本人希望等の記載　8. 施設内の清掃等の徹底

センターからは上記の８つの提言を活用し改善をすすめているとの回答を得た。

また、一部の利用者については、パーソナルサポーターによる移行候補施設の提示や施設体験時の同行など、地域移行に向けた環境整備も図られている。

②千葉県知的障害者福祉協会からの応援職員の派遣

県の依頼により、事件発覚直後の平成２５年１２月から、利用者の適正な処遇を確保するため、千葉県知的障害者福祉協会に加盟している県内障害者支援施設の職員がセンターに応援職員として派遣されている。

応援職員はセンターにおいて支援業務に従事するとともに、センター職員への支援に関する助言、センターにおける支援の現況報告等により利用者の適正な処遇の確保に貢献している。

派遣開始日　平成 25 年 12 月 14 日（土）～　６名
　　平成 26 年 1 月 14 日（火）～　８名
　　平成 26 年 4 月　1 日（火）～　２名

③職員の派遣

事件発覚直後の平成２５年１２月から、県障害福祉課職員を交代で派遣して常駐体制を敷き（平成２６年３月までは土日祝日を含めた毎日の日中、４月以降は土日休日を除き毎日の日中)、施設内の巡回等を行い、利用者の処遇の状態について確認している。